

岡山市地域共生社会推進計画 （地域福祉計画） における主な取組について

平成30年11月9日

岡山市保健福祉局

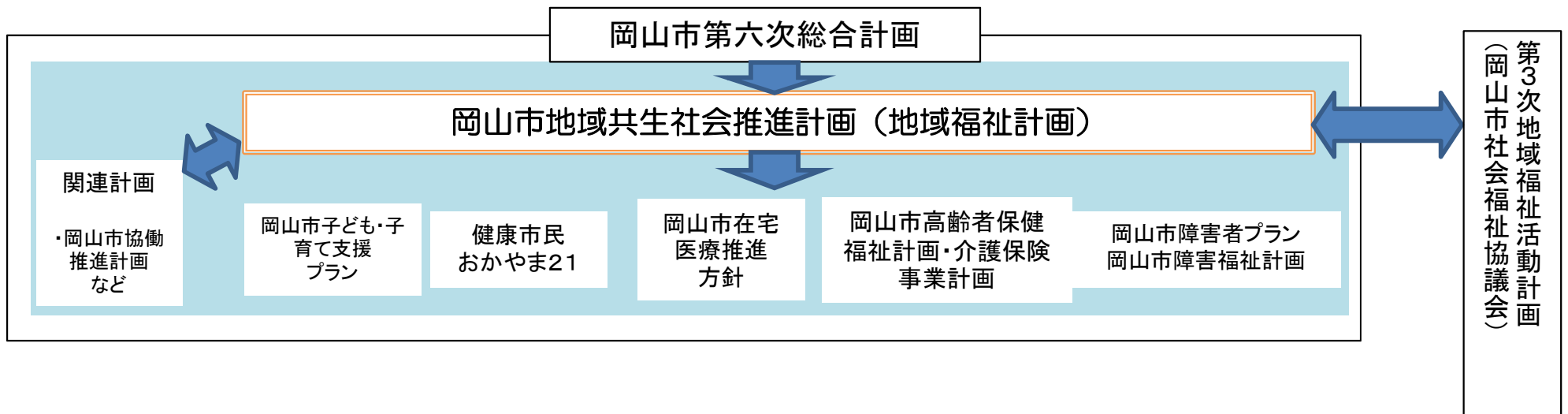
岡山市地域共生推進計画(地域福祉計画)について

○平成30年3月策定

○計画期間:平成30年度～平成32年度(3年間)

○各福祉分野計画の上位計画として位置づけ

1. 法定根拠:社会福祉法第107条(社会福祉法改正により、努力義務化)
2. 岡山市における計画上の位置付け:第六次総合計画を上位計画とし、各福祉分野計画の上位計画として位置づけ



地域共生社会について

課題

1. 地域包括ケアが不十分
⇒ 在宅への関心は高まっているが、自宅死亡割合は低いまま
2. 支援が必要な人の増加
⇒ 高齢者だけではなく、精神障害者、医療的ケア児、がん患者など
3. 複雑・複合課題の顕在化
⇒ ダブルケア（介護と育児の両方に直面する世帯）、要介護の親とひきこもりの50代など
4. 孤立している人の増加と地域力の低下
⇒ 課題を抱えているも孤立し、悪化・重度化のおそれ

背景

1. 高齢者、共働き世帯の増加、核家族化、晩婚化、ひとり親世帯の増加など
2. 介護、子育て、障害など分野ごとに整備されてきたサービス
3. 地域のつながりの希薄化

方向性

1. 在宅を可能にする実行力のある地域包括ケアシステムを子ども、障害者など全分野で構築
2. 複雑・複合課題に対応する市の関係課・相談機関の相互連動
3. 孤立を防ぐ地域や民間力の活用

地域共生社会（地域包括ケアの発展型）

岡山市地域共生社会推進計画（H30～32年度）

基本理念：誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち

1. 全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する

- 在宅医療など必要なサービスの調整や相談などを行う中核機関の明確化と関係機関の役割分担のルール化
- 医療機関などの在宅医療への新たな参入促進
- 診療所が少ない地域や医師の高齢化が進む地域などの地域医療提供体制の構築 など

2. 市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れをつくる

- 個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置
- 医療と暮らし（福祉）と就労など課題に対応した支援を実施 など

3. 誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる

- 企業との丁寧なマッチングや就業先の開拓などを1人ひとりの状況に応じた就労・社会参加を促進
- 子育てしているひとり親家庭などが就労できるよう企業の働き方改革を支援 など

4. 地域が動きやすい仕組みをつくる

- 地域づくりに関わる市の関係課や関係機関による組織横断的な体制作り
- 相互が連動しながら支え合いの地域づくりを推進

5. 社会福祉法人やNPO法人、民間企業などの多様な主体の地域づくりへの参画を促進する

- 社会福祉法人の主体的な地域貢献事業を促進
- 医療・介護・福祉の専門職や企業などの地域づくりへの積極的な参画を促進し、新たなサービス創出を支援
- クラウドファンディングやSIB（ソーシャルインパクトボンド）、地域ファンドなど新たな財源を確保 など

1. 地域包括ケア

現状・課題と方針

現状と課題

- 地域包括ケアの要の1つである在宅医療について、これまで(H23年度～)医師・ケアマネジャーなど多職種の間に見える関係会議を推進
- 一方、現状では往診専門医や特定の医師に負担が集中しており、在宅医療提供体制が不十分

方針

- 各福祉区で病院、診療所等で構成するワーキンググループを立ち上げ、具体の連携ルールを策定
- H30年度は中区・南区西福祉区において議論

ワーキンググループでの検討事項(在宅医療分科会の意見を踏まえ整理)

在宅医療について往診専門医や特定の医師に負担が集中している現状から、まずは、診療所医師の在宅医療に対する負担を軽減するバックアップ体制について議論する。

(1) 訪問診療提供について診療所間のバックアップ体制

⇒診療所医師が在宅医療を行う上での負担(24時間往診体制、緩和ケア・在宅看取り対応など)を軽減するための連携支援体制が組めないか (例)主治医副主治医制、輪番制、往診専門診療所との連携体制 など

(2) 急性増悪等における病院のバックアップ体制

⇒急変時等に診療所医師が安心して病院側に患者を受け入れてもらえるよう、病院に事前に患者を登録する仕組みをルール化するなど、スムーズに受入が可能となる体制が作れないか。

(3) 専門医療機関によるバックアップ体制

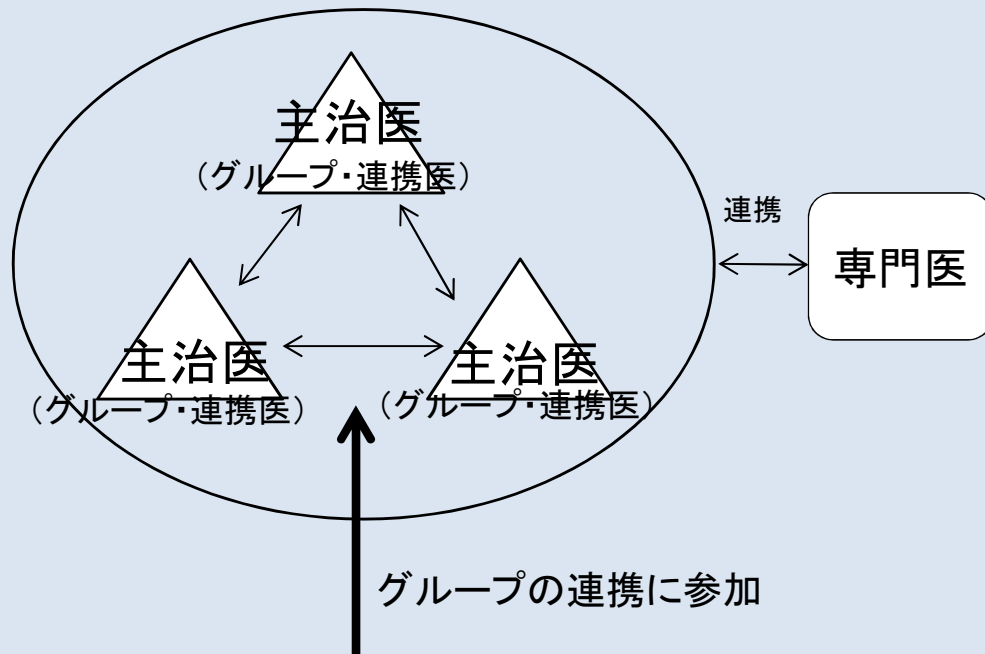
⇒主治医の専門外の症状(褥瘡、認知症など)が発生した際に、専門医に相談・助言がもらえる相談支援体制が作れないか

(4) その他、地域の特性に応じた事項

中区・南区西の在宅医療提供体制における連携の全体イメージ

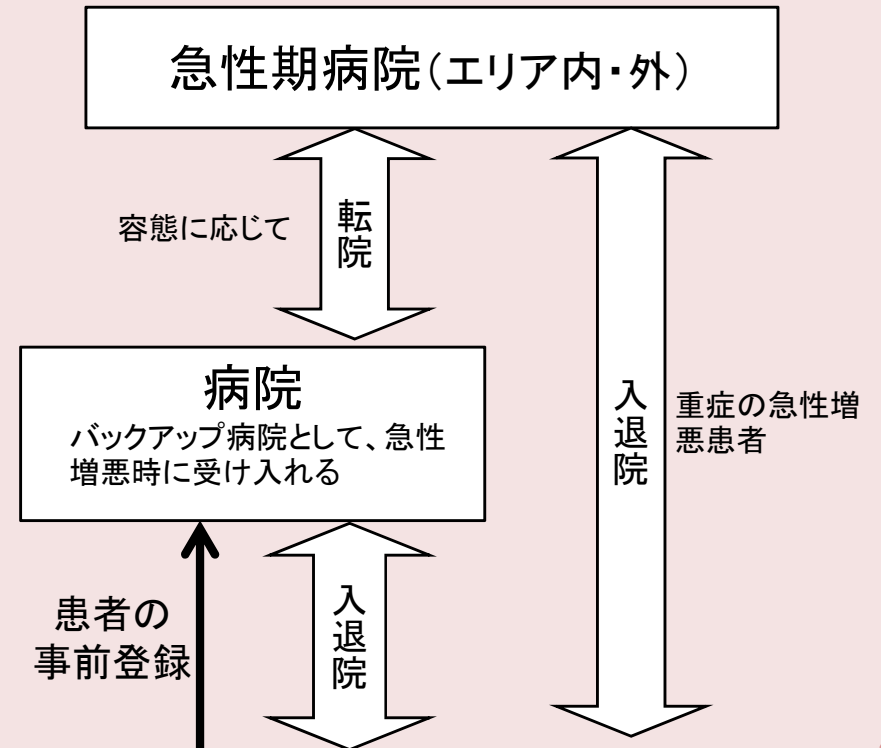
訪問診療提供のバックアップ体制

それぞれがグループ(連携)医として
他の医師の不在時等のバックアップを担う。
在宅で専門科目の診療が必要な場合は専門医と連携する。



主治医(在宅医療への新規参入医師)

急性増悪時等の病院のバックアップ体制



東大プログラム研修を受講し知見を得て、エリアのグループへ参加

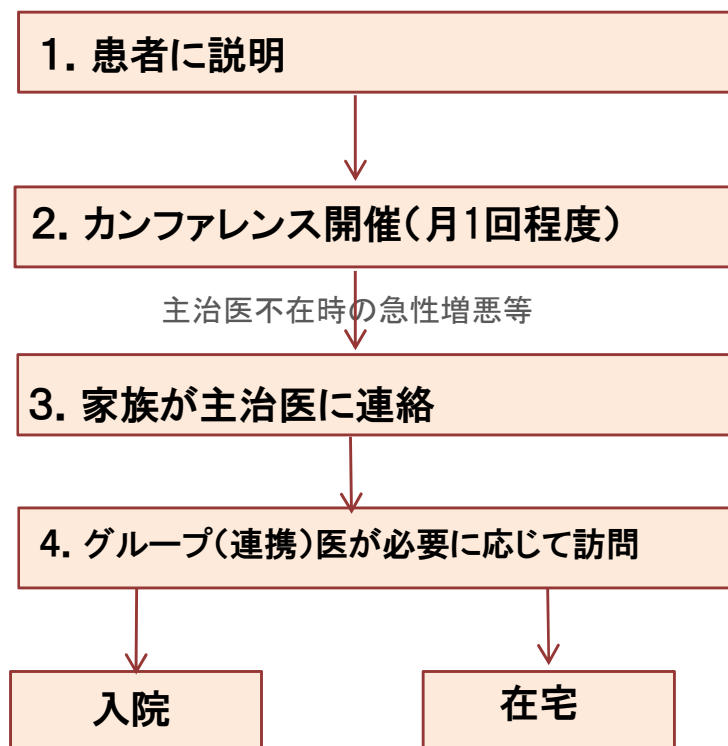
WGでの意見を踏まえた 在宅医療提供体制の基本ルール(案)

訪問診療提供の バックアップ体制

○一定のエリアを選定し、グループをつくり、主治医・グループ(連携)医制を構築する。

- ・主治医: 患者を主に訪問診療する医師
- ・グループ(連携)医: 主治医が訪問診療できないときの訪問診療を補完する医師
(主治医不在時は、グループ内の複数の医師で対応)

運用手順



1.患者に説明(同意をもらう)

- ・患者や家族に主治医不在時の急性増悪時の対応について書面を提示し説明、同意をもらう
- ・グループ(連携)医と患者が顔合わせを行う
- ・バックアップ病院を登録する

2.カンファレンス開催(月1回程度)

- ・患者情報の共有のために開催する
- ・情報共有はフェイスシート(統一様式)を用いて行う

3.家族が主治医に連絡

- ・主治医が連絡を受け、訪問看護またはグループ(連携)医に訪問を依頼する

4.グループ(連携)医が必要に応じて訪問

- ・グループ(連携)医は主治医と相談し、入院の必要性を判断する
- ・主治医、グループ(連携)医は訪問看護と連携して対応する
- ・入院が必要な場合、主治医はバックアップ病院へ連絡する
- ・グループ(連携)医は対応結果を主治医へ報告する

急性増悪時等 における病院の バックアップ体制

- 在宅患者を事前に病院に登録しておくことで、急性増悪時にスムーズな入院の受け入れができる体制を構築する。
- 患者の状態や意向に即した適切な医療を提供するため、可能な限り、退院元の病院が受け入れる。

運用手順

申請

1. 患者に説明(同意をもらう)

2. 事前に患者情報を登録・共有

入院

3. 主治医等による診察・入院等判断

4. バックアップ病院での診察・入院等判断

退院

5. 在宅療養のサポート

1.患者に説明(同意をもらう)

- ・患者や家族に急性増悪時の対応を事前に説明しバックアップ病院登録の同意をもらう
(第一優先は患者が受診していた、もしくは退院元の病院とし、それ以外の場合は患者の疾患、病院機能、患者宅からの距離等から決定する)
- ・第一優先のバックアップ病院が受け入れできないことも想定し、他のバックアップ病院も登録しておく
※入院中(退院予定)の患者は、病院で説明、同意をもらう

2.事前に患者情報を登録・共有

- ・バックアップ病院へ登録を依頼する(同意書原本を送付)

3.主治医(グループ医・連携医)による診察・入院等判断

- ・診察した結果、入院が必要な場合は、主治医(グループ医・連携医)からバックアップ病院へ連絡し、必要な診療情報や患者・家族の意向について情報提供する

4.バックアップ病院での診察・入院等判断

5. 在宅療養のサポート

- ・退院時は、バックアップ病院から主治医に連絡し、退院前カンファレンスを実施する

専門医療機関の バックアップ体制

- 主治医の専門外の症状が発生または専門医の助言が必要な状況となったときに協力医(専門医)に相談できる体制を構築する。
- 必要に応じて、協力医(専門医)が往診・訪問診療する。
- 協力医(専門医)の一覧を作成する。

運用手順

1. 相談事案発生

1. 相談事案発生

- ・主治医の専門外の症状が発生または専門医の助言が必要な状況となったとき
(対象: 整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリ科、認知症)

2. 患者に説明(同意をもらう)

2. 患者に説明(同意をもらう)

- ・協力医(専門医)に相談することや、必要に応じて協力医(専門医)が往診を行うことについて同意をもらう

3. 主治医が、一覧をもとに協力医(専門医)に連絡・相談

3. 主治医が、一覧をもとに協力医(専門医)に連絡・相談

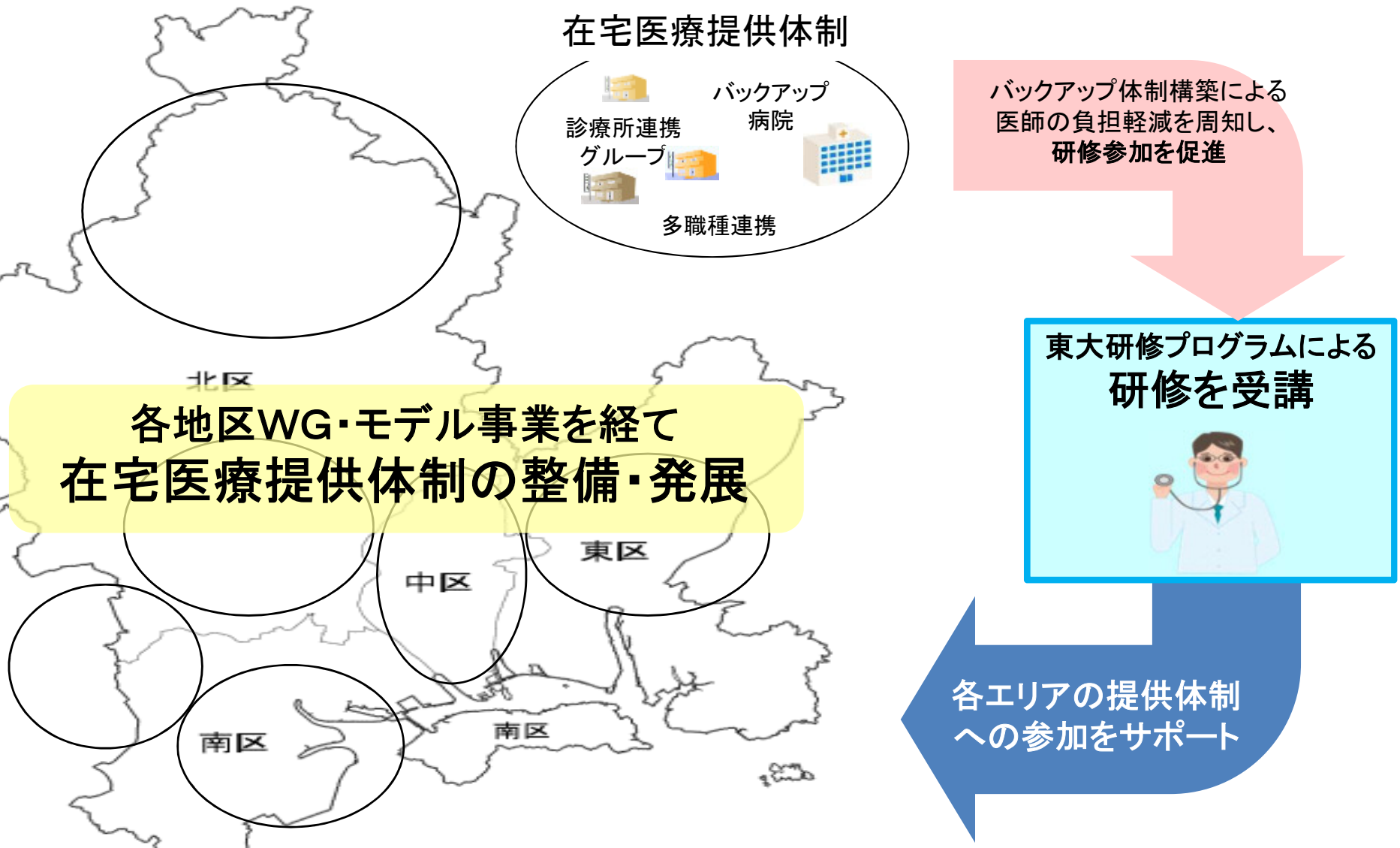
4. (必要に応じて)協力医(専門医)が往診・訪問診療

4. (必要に応じて)協力医(専門医)が往診・訪問診療

- ・協力医(専門医)は対応結果を主治医へ報告する

岡山市における在宅医療提供体制の将来像

- ①在宅医療提供体制を各エリアに構築し、在宅医の24時間365日の負担等を軽減するなど、在宅医療への参入のハードルを下げる。
- ②在宅医療の基礎に加え、チームビルディング手法の習得や同行訪問による実地研修など、新たなプログラムによる研修を行うことで、かかりつけ医の在宅医療への参入を促す。



在宅医師増加の好循環を実現

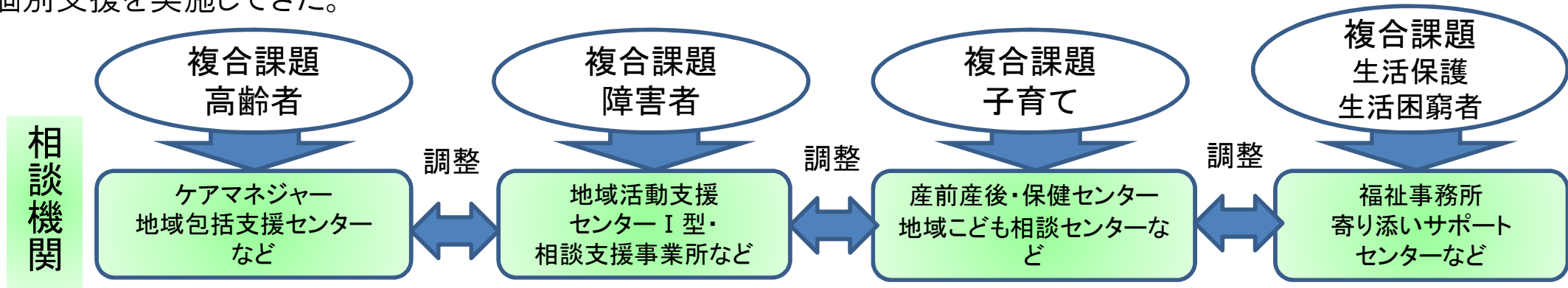
2. 総合相談体制づくり

岡山市の現状と目指すべき体制

- 平成6年 保健所政令市へ移行
→6福祉区に保健センターを設置
- 平成21年 政令市へ移行
→こども総合相談所(児童相談所)、地域こども相談センターなどを設置
- 平成25年 生活困窮者等総合相談窓口である寄り添いサポートセンターを全国に先駆けて設置
- 平成27年 在宅医療・介護等の総合相談窓口として地域ケア総合推進センターを設置

現状の体制

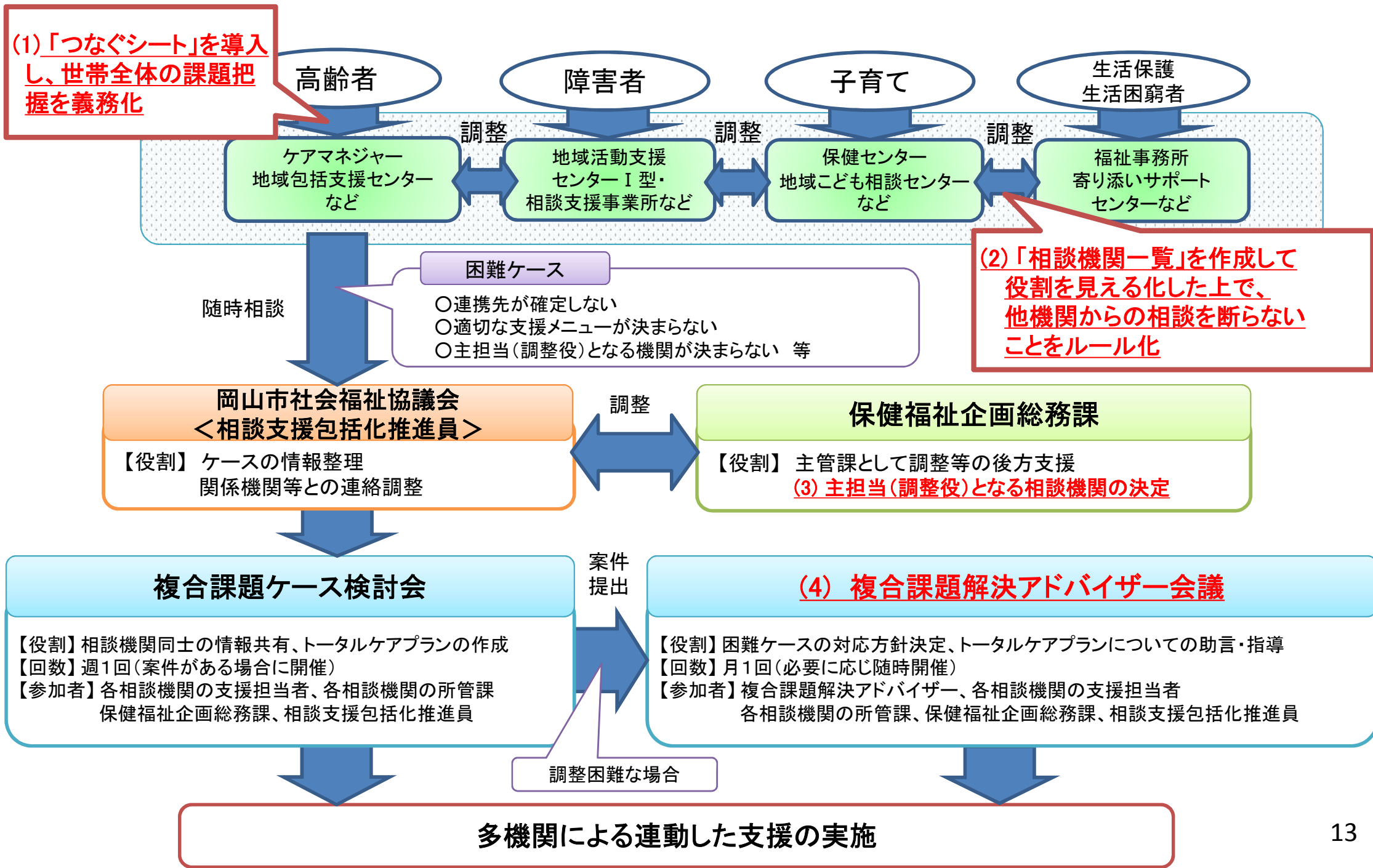
岡山市では、様々な相談機関が各制度をベースとする専門職の力により、相談機関同士で連携を図り、個別支援を実施してきた。



目指すべき体制

市民がどの窓口相談しても、
保健・医療・介護・福祉が連動したサービスを提供できる体制

複合課題解決までの流れ



複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長(センター長、会長など)を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。

分野	所属
医療	岡山市保健福祉局保健福祉部 医療政策推進課 地域ケア総合推進センター 所長
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター 総センター長
障害福祉	岡山市障害者自立支援協議会 会長
	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課 課長補佐
保健	岡山市保健福祉局保健福祉部 保健担当部長
精神保健	岡山市保健所健康づくり課 精神保健担当課長
福祉サービス・生活保護	岡山市障害・生活福祉部 北区中央福祉事務所 所長
児童福祉	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 こども総合相談所 所長
	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 こども福祉課 こども家庭支援係長
	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 発達障害者支援センター 所長
生活困窮	岡山市社会福祉協議会 生活支援・総合相談課 課長補佐 (岡山市寄り添いサポートセンター)

つなぐシート(複合課題チェックシート)

(表)

つなぐシート ver.2018.10.1

受付日	年 月 日	受付機関	
			(受付者:)

■基本情報

相談者			
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
住所	〒 - 岡山市 区		
電話	自宅 () -	携帯	() -

■お困りごとの内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/> 病気・医療のこと	<input type="checkbox"/> こころの問題(メンタルヘルス)
<input type="checkbox"/> 介護のこと	<input type="checkbox"/> 障害のこと
<input type="checkbox"/> 子育てのこと	<input type="checkbox"/> 収入・仕事のこと
<input type="checkbox"/> 支出・滞納・借金	<input type="checkbox"/> 住まいのこと
<input type="checkbox"/> DV・虐待のこと	<input type="checkbox"/> 権利擁護(後見制度など)
<input type="checkbox"/> 健康のこと	<input type="checkbox"/> その他(下欄へ詳細記入)

■世帯構成

世帯人数()名

氏名	年齢	続柄	備考

ご相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的にご記入ください。

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)
←	
←	
←	

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

年 月 日 本人署名 _____

(裏)

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世帯の生活状況	
	※家族関係図(ジェノグラム)

既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)	
機関名	支援内容

特記事項

相談機関一覧

相談機関一覧

ver.2018.11.1

相談項目	No.	相談内容	機関名	所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
病気・医療について	★ 1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	北区北長瀬表町三丁目20-1	242-3170	-	平日 8:30~17:15 (詳細別紙)
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所保健課医務係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所保健課感染症対策係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5246	平日 8:30~17:15
	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	5	未熟児養育医療費・小児慢性特定疾病医療費・自立支援医療(育成医療)費給付に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンタルヘルス)について	★ 6	こころの健康(若年性認知症・アルコール関連問題)等についての相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	7	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00
介護について	★ 8	高齢者の介護や保健・医療・福祉などに関する相談(認知症、虐待など含む)	各地域包括支援センター	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関すること	介護保険課	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
障害について	★ 11	障害福祉サービスの利用に関する相談、障害者の創作活動や生産活動に関する相談	地域活動支援センター I 型	<別紙>	<別紙>	-	<別紙>
	12	身体・知的障害に係る障害福祉サービス、障害者手帳の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	13	身体障害に係る専門的な相談(身体障害者手帳、補装具、更生医療)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	14	知的障害に係る専門的な相談(療育手帳)	障害者更生相談所	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	15	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)の申請、精神障害者の障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域生活支援事業利用の申請に関する相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	16	精神障害者の日常生活用具給付に関する相談	健康づくり課精神保健係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	5244	平日 8:30~17:15
	17	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	18	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00
	19	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	北区春日町5-6 1F	236-0051	-	平日 8:30~17:15

各相談機関からの声

総合的な相談体制づくりに関して、各相談機関からは取組に期待する意見が多く寄せられている。

機関名	意見
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・複合課題ケースが既にあるので、活用したい。 ・地域の方にも声掛けをしながら会議の開催ができればよいと思う。
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の多くは他分野の課題も抱えており、各機関との連携を図る仕組みの必要性は理解できる。
地域こども相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童分野では、要保護児童対策地域協議会による進行管理の仕組みが既にあるが、仕組みから外れてしまうようなケースへの活用が期待できる。
地域こども相談センター (母子父子自立相談員)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の窓口は、他の窓口へつないだら関わりを終わってしまうケースが多いが、そこから関係機関と一緒に支援を考え、情報の共有を図るという意識の改革が求められる。 ・対応ケースを積み重ね、そのフィードバックをすることで、<u>相談員の知識やスキル向上にもつながる</u>と思う。
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>制度の中で動く以上、その狭間に落ちる人は必ず出てくる。</u>今回の取り組みがうまく機能していけば、<u>そのような人たちを支援につなぐことができるようになる。</u>
岡山市障害者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>こういった仕組みがあれば行政側と連携を図りやすくなる。</u> ・仕組みづくりも大切ではあるが、顔の見える関係づくりが大切。
教育委員会指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の分野も多岐にわたる課題を抱えている。<u>庁内で分野を超えた連携ツールが整備されることはありがたい。</u>
岡山県居住支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の保健福祉分野の問題をどのように相談すればよいのかわからず悩んでいる大家はたくさんいる。そのような場合に力になってもらえると助かる。 ・住居のことだからと丸投げをされると対応は困難であり、<u>きちんと連携をして解決を図る仕組みが必要</u>と感じていた。今回の取り組みを前向きに活用したい。

これまでの実績

①相談機関の連携の流れの構築

- 相談支援包括化推進員によるケースの情報整理・連絡調整
- 多機関協働の仕組みとして複合課題ケース検討会の設置
- 解決を促す専門家による複合課題解決アドバイザー会議の設置

②連携を可能にするツールの導入

- 世帯全体の課題を把握するためのつなぐシート
- 適切なつなぎ先を判断するための相談機関一覧

③具体的な支援メニューの提供

- 相談機関のアセスメント力の強化
- 制度に基づくサービスを漏れなく提供
- 制度外のサービスも組み合わせた支援

これまでの取組

今後

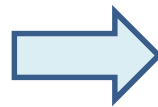
平成30年10月より試行実施中

必要な情報を共有するための情報共有システムの導入等について検討

ケースを重ねる中で必要なサービスについて検討

相談支援包括化推進員の対応件数

○平成30年10月末現在
対応件数：7件（終結：3件、継続：4件）



○平成30年度末
対応件数：20件程度の見込み

効果

- 複合的な課題を抱える世帯が複数の相談機関と別々に話をする中でどうしたらよいか判断がつかず、サービスが導入できなかったケースについて、相談機関が連携して導入すべきサービスの優先順位を決め、支援方針を決定したことで、サービス導入に繋がった。
- 複数の相談機関が地域から相談を受けていたが、本人からのSOSが出ないため、どの相談機関も関わるができなかったケースについて、複合課題解決アドバイザーの助言により、複数の相談機関と地域が連携して介入していく方針が決まり、支援への道筋が見えてきた。

3. 生涯現役

誰もが活躍できる生涯現役社会の実現

高齢者や障害者などの一般就労

- 企業の人材不足は深刻化
⇒有効求人倍率: 全国1.63倍、岡山2.19倍(H30.7月時点)
- 企業の高齢者、障害者への採用意欲は低調
⇒採用意欲が「低い」または「非常に低い」: 65~74歳で75%、75歳以上で86%、障害者68% (H30岡山市アンケート)
- 採用意欲が低い理由は「健康上の配慮」「どのような仕事が任せられるかイメージできない」など
- 生涯現役応援センターでは、高齢者の就労ニーズに対し7割が活動に結びついていない

要介護者のいきがづくり

- 岡山市では特区によるデイサービスインセンティブ事業など状態改善の取組を推進。
- 高齢者が自立を支援するためには、ただ介護をするだけでなく高齢者の能力を生かしていくことが求められる。
- そういった中、利用者に対して独自に就労や社会参加の取組を実施し、いきがいに繋げているデイサービス事業所などがある。
例: 併設のパン屋で職員と一緒にパンを販売、畑や加工場に移動して農作業や加工を実施

現状と課題

方針

- 働きやすい職場づくりのための企業理解の促進
- 多様な人材に応じた最適なマッチング

- 就労・社会参加を採り入れた新たな介護サービスの創出

高齢者や課題を抱えた人など誰もが地域や社会で役割を持って活躍できる社会の実現

多様な人材の就労促進

- SIBを活用した生涯活躍就労支援事業**
- 高齢者やがん・難病患者など多様な人材に対して一人一人の状態に応じた丁寧なマッチングを実施
- 誰もが働きやすい職場づくりの実現 (企業理解の促進)

ボランティア等社会参加の促進

- 生涯現役応援センターで社会参加の促進と地域とのマッチング
⇒生活支援サポーター養成講座の修了生に対し、生涯現役応援センターの登録勧奨を実施

介護保険 就労型サービスの創設

- 高齢者の活躍推進事業**
- 介護が必要になっても特性や能力を活かした就労・社会参加支援
⇒介護サービスでの就労型サービス創設研究

SIBを活用した生涯活躍就労支援事業 事業概要

背景

- 人口減少と超高齢化の進展によって、地域活動の担い手や企業等における労働者が不足している。
- 現状の「生涯現役応援センター」では、高齢者の就労ニーズに対して約7割が活動に結びついていない。

課題

- 多様な人材の就労支援のためには、状態に応じたより丁寧なマッチング支援が必要。
- 中小企業等の意識改革、高齢者をはじめとした多様な人材が就労できる職場環境の整備が必要。

実施内容

利用者(高齢者, がん・難病患者等)

※SIB(Social Impact Bond)とは、行政が成果報酬型の委託事業を実施し、その事業に対して民間からの資金調達を行うもの。

総合受付

受付
アセスメント(基礎), 利用者情報の登録・管理
各就労支援機関への振分け
就労支援機関の選定, 利用者の引継ぎ・調整

学び直し機関
(専門学校等)
教育・訓練

① 民間就労支援機関

一般的なマッチング
アセスメント(必要に応じて)
個別就労支援計画

② 社会福祉協議会

丁寧なマッチング
アセスメント(詳細)
個別就労支援計画

③ 対象者別支援機関(NPOなど)

専門的なマッチング
アセスメント(詳細)
個別就労支援計画

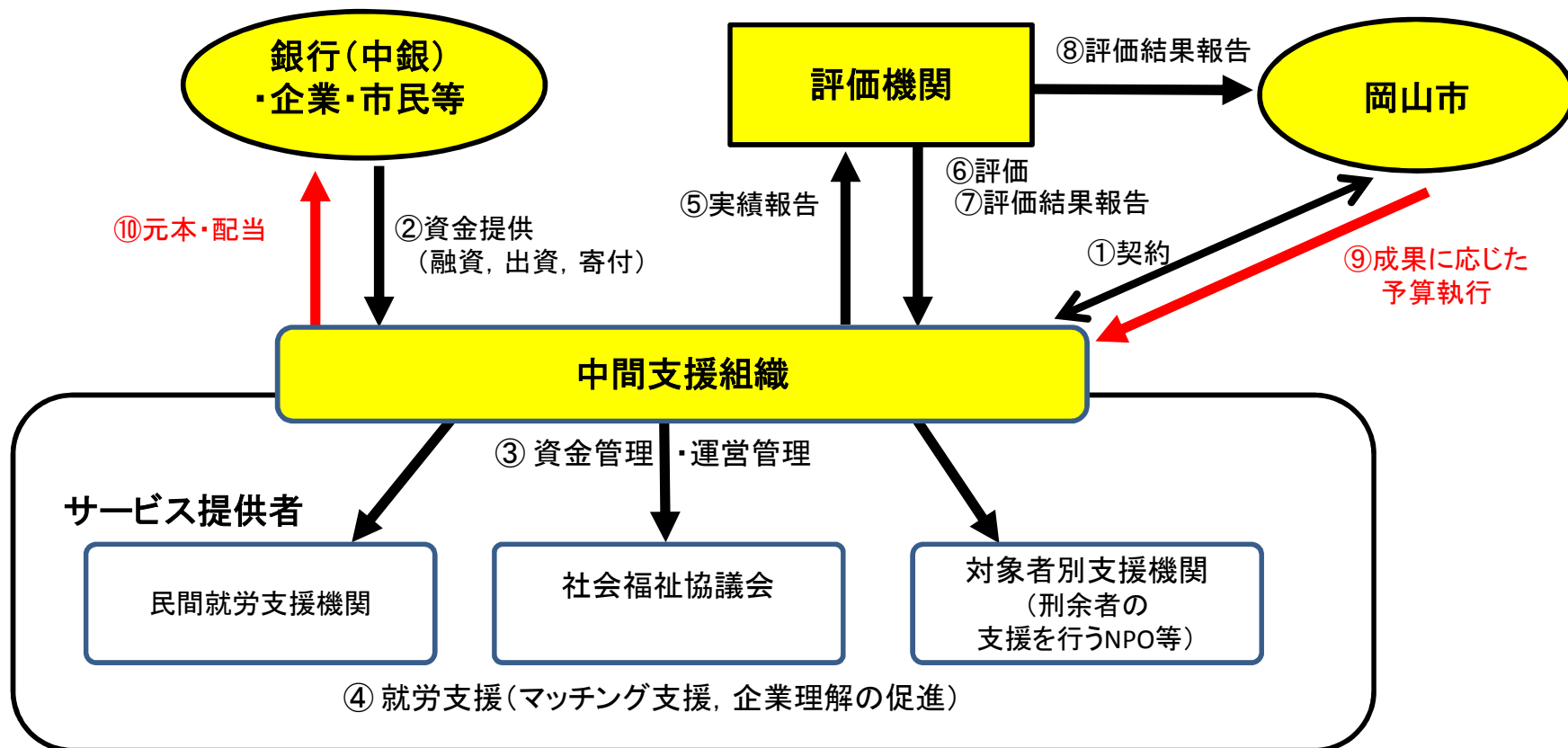
就労先企業等

就労先企業等

就労先企業等

SIBを活用した生涯活躍就労支援事業 事業スキーム(案)

- (1) 出資、融資等で集めた資金により、中間支援組織とサービス提供者等は事業を構成する。
※ サービス提供者等は、就労支援(就労マッチング, 企業開拓, 社会参加推進)を実施する。
※ 企業が働き方改革等を実現する際には、労働局の補助金等を活用し、労働局とサービス提供者等がサポートする。
- (2) 市民は、就労支援サービスを利用し、中小企業や農業、地域課題を解決する企業等に就労等する。
- (3) 事業実施の成果は、一定期間経過後に評価機関が評価する。
- (4) 市は、就労につなげた高齢者等の数などの成果に応じた予算執行を行う。



※中間支援組織の主な役割
資金管理: 出資・融資管理, 支出管理(含, 分配)
運営管理: 計画・進捗管理, 事業調整, 成果報告

在宅介護総合特区 高齢者の活躍推進事業

提案の狙い・意義

介護保険は、高齢者の能力を活かし、自立を支援する制度が求められている。

そういった中、国の介護給付費分科会において「自立の概念については、身体的な状態の改善だけではなく活動・参加等も考慮に入れる必要がある」とされており、高齢者が就労等によって社会参加し、自らの力を活かす場を提供していかねばならない。

現在の介護保険制度には就労による高齢者の自立を促す仕組みが無いため、これを実現することを目的とした提案である。

協議結果

○厚生労働省とともに、高齢者の就労等の社会参加の効果等についての調査研究事業を実施（自治体としては全国で唯一）

事業詳細

○事業目的

平成33年度の介護報酬改定に向け、介護サービス利用者の特性や能力を活かした就労を支援する仕組みを作るための研究を行う。

○事業内容

- ・平成30年度 調査研究
 - ①事業所での社会参加活動の取組の実態整理と、阻害要因の明確化
 - ②社会参加活動が利用者等にもたらす効果の評価モデルの構築
 - ③利用者に応じた社会参加を推進できる職員の研修プロトタイプ開発
- ・平成31年度 就労モデル事業の実施（予定）

○期待される効果

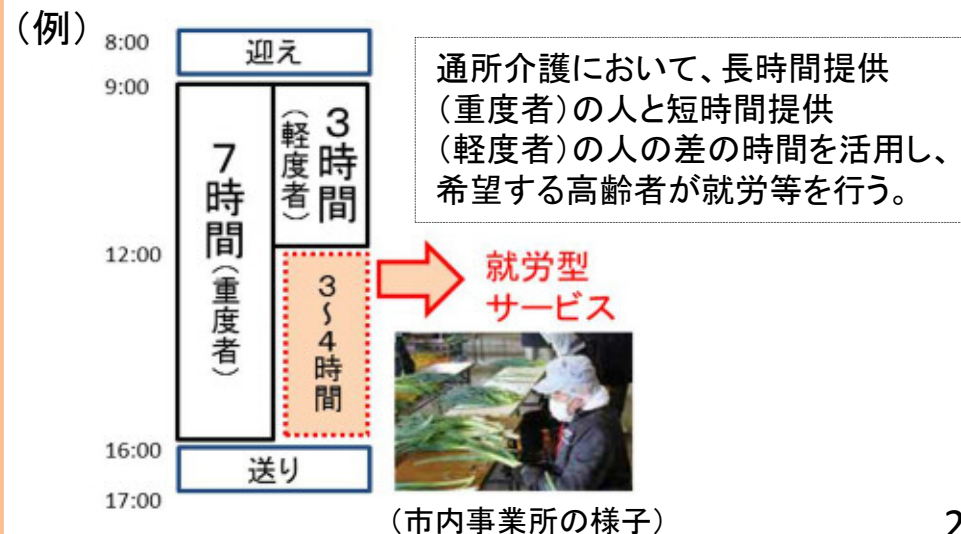
介護事業所による就労等の社会参加活動により、高齢者がお世話を受けるだけでなく、自らの力を活かして生き生きと暮らしていける社会の実現を目指す。

○スケジュール（予定）

- 平成30年度 調査研究事業の実施
- 平成31年度 就労モデル事業
- 平成32年度 介護保険制度改正に向けた検討

事業スキーム（案）

従来、通所介護では高齢者の介助や機能訓練に時間が使われていた。その空き時間等を有効活用し、身体的な状態改善だけでなく、高齢者が就労等の自主的な活動や社会参加を行うことで、自立に繋げていく。



4. 地域づくり

地域づくりの必要性と取組み方針について

課題

課題に対しての支援策は
制度に則ったサービス

制度の充実と反比例で
地域の多様な資源が
活性化しない

人口が減る中で、
制度毎のサービスの
供給力(専門職)は減る

展望

制度によるサービスの充実も困難となる中で、地域の活動が活発化されないのであれば、地域における生活は困難を極めることが予想される。

方向性

- 制度によるメニューだけではなく、様々な資源による支援があった方が暮らしやすい。
- 暮らしている地域において、隣で暮らしている人の状況を少し気にかけるといった程度でも、地縁のつながりから助け合う地域における土台は必要ではないか。
- 岡山市内でまちづくりに従事している方々と行政が一緒になって活動を活発化させることができれば、結果として、昨今、指摘されている「孤立」などの課題に対応できるのではないか。(新たな課題解決に向けた議論も生まれてくるのではないか。)

**地縁をベースとした地域づくり、まちづくりの動きと連動した地域づくり
のそれぞれについて進めて行くことが必要**

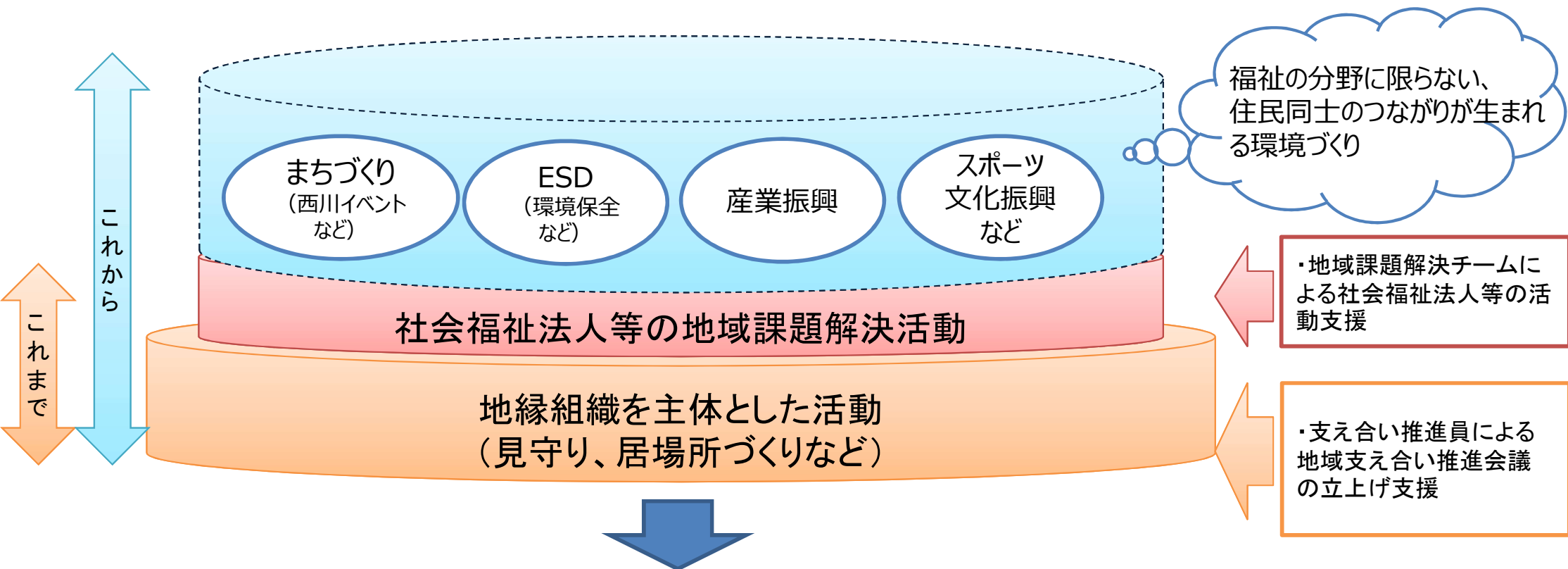
地域づくりの今後の方向性(案)

取組状況

- 岡山市支え合い推進員を各福祉区に1人(計6人)配置し、地域における見守り・居場所づくりなど、地域支え合い活動を推進
- 社会福祉法人等の地域課題解決活動を支援するため、「地域解決活動支援チーム」を保健福祉局内に新たに設置

方向性

- これまでの取組に加え、まちづくり、ESDなど様々な分野の組織・担い手がつながるプラットフォームを構築し、地域の活動の活性化に繋げていく。



保健福祉局と市民協働局で具体の取組を検討

地域づくりの進め方(案)

地縁を足掛かりとした地域づくり(現状)

地縁を足掛かりとした地域づくりについては、平成27年度から、介護保険制度における体制整備事業を活用し、岡山市支え合い推進員を配置し、取り組みを進めている。

(参考)協議体の設置数

2(平成27年度) → 14(平成30年10月末)

※ 協議体 : 住民や多様な主体間で、定期的な情報共有や連携・協働を行い、支え合いの地域づくりを進める会議体

今後の進め方

- 平成32年度までに全ての日常生活圏域(36地区)に協議体を設置する。(各年度で重点地区を設置する。)
- 協議体設置後は地域包括支援センターや社会福祉協議会が中心となり、地縁組織と協力して運営や活動を支援し、隣で暮らしている人の状況を少し気にかけるといったことが可能になる地域の土台作りを行う。

まちづくりと連動した地域づくり(現状)

まちづくりと連動した地域づくりについては、

- ・ 西川エリアの飲食店と地域が連携を図り、岡山一の飲食店街を目指す取組
- ・ 京山地区での子どもから大人まで多世代が参画して環境保全などESDを推進する取組
- ・ 地域の魅力的な大人と中学生・大学生が出会い、対話し、交流する場を設ける

といった動きがある。

今後の進め方

- まちづくりの活動に従事している市民(NPO法人、活動団体、市民(勤労者含む))とともに議論する場を設置する。
- 各活動がどういった事柄を問題意識として取り組んでいるかを把握し、次の展開に必要な事項を整理する。
→ 次の展開が進みやすくなる支援ツールについて、市民協働局と検討